

原子力発第19292号
令和元年11月27日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長井啓介

伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議内容の補正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社事業につきましては、平素から格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成30年10月10日に、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を提出し、この内容について、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第9条に基づく事前協議の申し入れをさせていただきます。

その後の原子力規制委員会の審査での議論を踏まえ、本日、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請の補正書を提出いたします。

つきましては、平成30年10月10日に申し入れをさせていただきました伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議の内容について、補正させていただきました、何卒よろしくお願い申し上げます。

当初申請からの主な変更について別紙に示します。

敬具

別紙 当初申請（平成30年10月10日）からの主な変更

当初申請（平成30年10月10日）からの主な変更

○ 廃止措置対象施設及び解体対象施設の明確化

- ・ 廃止措置対象施設及び解体対象施設に、設備が設置されている建家を含むことを明記

○ 共用施設の記載を明確化

- ・ 共用施設のうち、「1号及び2号炉共用施設」のみを示す場合の記載を「1号炉との共用施設」から「1号炉のみとの共用施設」に変更し、「1号、2号及び3号炉共用施設」が含まれないことを明確化

原子力発第19290号
令和元年11月27日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号
申 請 者 名 四国電力株式会社
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書の補正について

平成30年10月10日付け、原子力発第18163号をもって申請しました伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を別添のとおり補正する。

別添

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画認可申請書

(平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日 原子力発第 1 8 1 6 3 号) の補正前後比較表

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
1	一	名 称 四国電力株式会社 住 所 高松市丸の内2番5号 代表者の氏名 取締役社長 <u>佐伯 勇人</u>	名 称 四国電力株式会社 住 所 高松市丸の内2番5号 代表者の氏名 取締役社長 <u>社長執行役員</u> <u>長井 啓介</u>	・代表者交代の反映

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
2	四 1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋である。</p> <p>なお、1号炉との共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、2号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、3号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋である。</p> <p>なお、1号炉のみとの共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、2号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての保守管理を実施し、3号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<p>・記載の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
9	四 第4.1表 原子炉設置 許可及び原 子炉設置変 更許可の経 緯	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月 4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)</td> </tr> <tr> <td>平成30年 6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備 (3系統 目) の設置)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月 4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)	平成30年 6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備 (3系統 目) の設置)	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月 4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)</td> </tr> <tr> <td>平成30年 6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備 (3系統 目) の設置)</td> </tr> <tr> <td><u>平成30年12月12日</u></td> <td><u>原規規発 第1812123号</u></td> <td><u>3号原子炉施設の変更</u> (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u>)</td> </tr> <tr> <td><u>平成31年 1月16日</u></td> <td><u>原規規発 第1901165号</u></td> <td><u>3号原子炉施設の変更</u> (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月 4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)	平成30年 6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備 (3系統 目) の設置)	<u>平成30年12月12日</u>	<u>原規規発 第1812123号</u>	<u>3号原子炉施設の変更</u> (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u>)	<u>平成31年 1月16日</u>	<u>原規規発 第1901165号</u>	<u>3号原子炉施設の変更</u> (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u>)	<p>理由</p> <p>・許可の経緯追加</p>
許可年月日	許可番号	備考																										
平成29年10月 4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)																										
平成30年 6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備 (3系統 目) の設置)																										
許可年月日	許可番号	備考																										
平成29年10月 4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)																										
平成30年 6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備 (3系統 目) の設置)																										
<u>平成30年12月12日</u>	<u>原規規発 第1812123号</u>	<u>3号原子炉施設の変更</u> (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u>)																										
<u>平成31年 1月16日</u>	<u>原規規発 第1901165号</u>	<u>3号原子炉施設の変更</u> (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u>)																										

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																						
10	四 第4.2表 廃止措置対象施設	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置[※]</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置[※]</td> </tr> <tr> <td>除染装置[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備[※]</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵施設[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号又は3号炉との共用施設（一部共用を含む）。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 [※]	燃料移送装置 [※]	除染装置 [※]	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 [※]	使用済燃料乾式貯蔵施設 [※]	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	非常用冷却設備	高压注入系	低压注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>除染装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵施設^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家，<u>焼却炉建家，雑固体処理建屋，屋内開閉所</u>）を含む。 ※2：1号又は3号炉との共用施設（一部共用を含む）。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}	発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 ^{※2}	燃料移送装置 ^{※2}	除染装置 ^{※2}	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}	使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	非常用冷却設備	高压注入系	低压注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化（番号の繰り下げ） ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化（番号の繰り下げ）
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																								
発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家																																																																																								
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																								
	燃料体	燃料集合体																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																								
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 [※]																																																																																								
		燃料移送装置 [※]																																																																																								
		除染装置 [※]																																																																																								
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																								
		使用済燃料貯蔵設備 [※]																																																																																								
		使用済燃料乾式貯蔵施設 [※]																																																																																								
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																								
		1次冷却材ポンプ																																																																																								
		1次冷却材管																																																																																								
		加圧器																																																																																								
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																								
		蒸気タービン																																																																																								
		主蒸気ダンプ系																																																																																								
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																								
	非常用冷却設備	高压注入系																																																																																								
		低压注入系																																																																																								
		蓄圧注入系																																																																																								
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																								
		余熱除去設備																																																																																								
		原子炉補機冷却水設備																																																																																								
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}																																																																																								
発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家																																																																																								
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																								
	燃料体	燃料集合体																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																								
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 ^{※2}																																																																																								
		燃料移送装置 ^{※2}																																																																																								
		除染装置 ^{※2}																																																																																								
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																								
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※2}																																																																																								
		使用済燃料乾式貯蔵施設 ^{※2}																																																																																								
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																								
		1次冷却材ポンプ																																																																																								
		1次冷却材管																																																																																								
		加圧器																																																																																								
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																								
		蒸気タービン																																																																																								
		主蒸気ダンプ系																																																																																								
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																								
	非常用冷却設備	高压注入系																																																																																								
		低压注入系																																																																																								
		蓄圧注入系																																																																																								
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																								
		余熱除去設備																																																																																								
		原子炉補機冷却水設備																																																																																								

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																												
11	四 第4.2表 廃止措置対象施設 (続き)	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室*</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮装置*</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク*</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸回収系*</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系*</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系*</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放水口*</td> <td>放水口*</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ドラム詰装置*</td> </tr> <tr> <td>ベイラ*</td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却設備*</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク*</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫*</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器保管庫*</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備*</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備*</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ*</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ*</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備*</td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ*</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー*</td> </tr> <tr> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号又は3号炉との共用施設(一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室*	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置*	ガス減衰タンク*	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系*	廃液処理系*	洗浄排水処理系*	放水口*	放水口*	固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置*	ベイラ*	雑固体焼却設備*	使用済樹脂貯蔵タンク*	固体廃棄物貯蔵庫*	蒸気発生器保管庫*	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*	放射線管理設備*	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ*	排水モニタ*	気象観測設備*	敷地内外の固定モニタ*	モニタリングカー*	環境試料の分析装置及び放射能測定装置*	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク^{※2}</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸回収系^{※2}</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系^{※2}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放水口^{※2}</td> <td>放水口^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ドラム詰装置^{※2}</td> </tr> <tr> <td>ベイラ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{※2}</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫^{※2}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器保管庫^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー^{※2}</td> </tr> <tr> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家(タービン建家、焼却炉建家、雑固体処理建屋、屋内開閉所)を含む。 ※2：1号又は3号炉との共用施設(一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室 ^{※2}	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置 ^{※2}	ガス減衰タンク ^{※2}	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系 ^{※2}	廃液処理系 ^{※2}	洗浄排水処理系 ^{※2}	放水口 ^{※2}	放水口 ^{※2}	固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置 ^{※2}	ベイラ ^{※2}	雑固体焼却設備 ^{※2}	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	固体廃棄物貯蔵庫 ^{※2}	蒸気発生器保管庫 ^{※2}	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※2}	放射線管理設備 ^{※2}	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ ^{※2}	排水モニタ ^{※2}	気象観測設備 ^{※2}	敷地内外の固定モニタ ^{※2}	モニタリングカー ^{※2}	環境試料の分析装置及び放射能測定装置 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化(番号の繰り下げ) ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化(番号の繰り下げ)
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																														
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																														
		その他の主要な計装																																																																																														
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																														
		その他の主要な安全保護回路																																																																																														
	制御設備	制御材																																																																																														
		制御材駆動設備																																																																																														
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																														
		加圧器制御設備																																																																																														
		中央制御室*																																																																																														
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置*																																																																																													
ガス減衰タンク*																																																																																																
補助建家排気筒																																																																																																
液体廃棄物の廃棄設備		ほう酸回収系*																																																																																														
		廃液処理系*																																																																																														
		洗浄排水処理系*																																																																																														
放水口*		放水口*																																																																																														
		固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置*																																																																																													
			ベイラ*																																																																																													
			雑固体焼却設備*																																																																																													
使用済樹脂貯蔵タンク*																																																																																																
固体廃棄物貯蔵庫*																																																																																																
蒸気発生器保管庫*																																																																																																
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*																																																																																														
		放射線管理設備*																																																																																														
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ*																																																																																														
		排水モニタ*																																																																																														
		気象観測設備*																																																																																														
		敷地内外の固定モニタ*																																																																																														
		モニタリングカー*																																																																																														
		環境試料の分析装置及び放射能測定装置*																																																																																														
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}																																																																																														
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																														
		その他の主要な計装																																																																																														
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																														
		その他の主要な安全保護回路																																																																																														
	制御設備	制御材																																																																																														
		制御材駆動設備																																																																																														
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																														
		加圧器制御設備																																																																																														
		中央制御室 ^{※2}																																																																																														
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置 ^{※2}																																																																																													
ガス減衰タンク ^{※2}																																																																																																
補助建家排気筒																																																																																																
液体廃棄物の廃棄設備		ほう酸回収系 ^{※2}																																																																																														
		廃液処理系 ^{※2}																																																																																														
		洗浄排水処理系 ^{※2}																																																																																														
放水口 ^{※2}		放水口 ^{※2}																																																																																														
		固体廃棄物の廃棄設備	ドラム詰装置 ^{※2}																																																																																													
			ベイラ ^{※2}																																																																																													
			雑固体焼却設備 ^{※2}																																																																																													
使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}																																																																																																
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※2}																																																																																																
蒸気発生器保管庫 ^{※2}																																																																																																
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※2}																																																																																														
		放射線管理設備 ^{※2}																																																																																														
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ ^{※2}																																																																																														
		排水モニタ ^{※2}																																																																																														
		気象観測設備 ^{※2}																																																																																														
		敷地内外の固定モニタ ^{※2}																																																																																														
		モニタリングカー ^{※2}																																																																																														
		環境試料の分析装置及び放射能測定装置 ^{※2}																																																																																														

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																						
12	四 第4.2表 廃止措置対象施設 (続き)	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>受電系統*</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>海水淡水化装置*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号又は3号炉との共用施設(一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統*	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	海水淡水化装置*	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>受電系統^{※2}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>海水淡水化装置^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家(タービン建家, 焼却炉建家, 雑固体処理建屋, 屋内開閉所)を含む。 ※2：1号又は3号炉との共用施設(一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※2}	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	海水淡水化装置 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化(番号の繰り下げ) ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化(番号の繰り下げ)
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																								
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																								
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																								
		原子炉格納容器換気設備																																								
		アニュラス空気再循環設備																																								
		原子炉補助建家換気設備																																								
		原子炉格納容器スプレイ設備																																								
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統*																																								
		ディーゼル発電機																																								
	蓄電池																																									
その他の主要な事項	海水淡水化装置*																																									
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}																																								
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																								
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																								
		原子炉格納容器換気設備																																								
		アニュラス空気再循環設備																																								
		原子炉補助建家換気設備																																								
		原子炉格納容器スプレイ設備																																								
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※2}																																								
		ディーゼル発電機																																								
	蓄電池																																									
その他の主要な事項	海水淡水化装置 ^{※2}																																									

注) 下線及び点線枠は, 補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
13	四 第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図	<p>第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
13	四 第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図 (続き)		<p>・最新図面の反映</p>

第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
14	四 第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図	<p>第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
14	四 第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図 (続き)	<p>第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p>	・最新図面の反映

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																										
21	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td>除染装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1}：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ^{※2}：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ^{※3}：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ^{※4}：1号炉との共用施設は解体対象施設に含む。 </p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※1}	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体 ^{※2}	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※1}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 ^{※3}	燃料移送装置 ^{※3}	除染装置 ^{※3}	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	非常用冷却設備	高压注入系	低压注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	<p>第5.1表 解体対象施設 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※3}</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置^{※4}</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※4}</td> </tr> <tr> <td>除染装置^{※4}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1}：記載されている設備が設置されている建家(タービン建家)を含む。 ^{※2}：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ^{※3}：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ^{※4}：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ^{※5}：1号炉のみの共用施設は解体対象施設に含む。 </p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}	発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※2}	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体 ^{※3}	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※2}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 ^{※4}	燃料移送装置 ^{※4}	除染装置 ^{※4}	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 ^{※4}	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	非常用冷却設備	高压注入系	低压注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	<ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化(番号の繰り下げ) <ul style="list-style-type: none"> ・設備が設置されている建家を含むことの明確化 ・記載の適正化(番号の繰り下げ) ・記載の明確化
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																												
発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※1}																																																																																												
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																												
	燃料体	燃料集合体 ^{※2}																																																																																												
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																												
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※1}																																																																																												
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 ^{※3}																																																																																												
		燃料移送装置 ^{※3}																																																																																												
		除染装置 ^{※3}																																																																																												
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}																																																																																												
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																												
		1次冷却材ポンプ																																																																																												
		1次冷却材管																																																																																												
		加圧器																																																																																												
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																												
		蒸気タービン																																																																																												
		主蒸気ダンプ系																																																																																												
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																												
	非常用冷却設備	高压注入系																																																																																												
		低压注入系																																																																																												
		蓄圧注入系																																																																																												
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																												
		余熱除去設備																																																																																												
原子炉補機冷却水設備																																																																																														
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																												
		その他の主要な計装																																																																																												
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}																																																																																												
発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 ^{※2}																																																																																												
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																												
	燃料体	燃料集合体 ^{※3}																																																																																												
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																												
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※2}																																																																																												
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 ^{※4}																																																																																												
		燃料移送装置 ^{※4}																																																																																												
		除染装置 ^{※4}																																																																																												
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 ^{※4}																																																																																												
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																												
		1次冷却材ポンプ																																																																																												
		1次冷却材管																																																																																												
		加圧器																																																																																												
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																												
		蒸気タービン																																																																																												
		主蒸気ダンプ系																																																																																												
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																												
	非常用冷却設備	高压注入系																																																																																												
		低压注入系																																																																																												
		蓄圧注入系																																																																																												
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																												
		余熱除去設備																																																																																												
原子炉補機冷却水設備																																																																																														
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																												
		その他の主要な計装																																																																																												

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																							
22	五 第5.1表 解体対象施設 (続き)	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">計測制御系 統施設</td> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事 項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物 の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ガス圧縮装置^{※4}</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク^{※4}</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ほう酸回収系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系^{※4}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>放水口^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ドラム詰装置^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>ベイラ^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理 施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要 な設備</td> <td>放射線監視設備^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理 施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要 な設備</td> <td>排気モニタ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納 施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事 項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他発電 用原子炉の 附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家, 地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ※2:燃料集合体は, 再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3:3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ※4:1号炉との共用施設は解体対象施設に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室 ^{※4}	放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 ^{※4}	ガス減衰タンク ^{※4}	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄 設備	ほう酸回収系 ^{※4}	廃液処理系 ^{※4}	洗浄排水処理系 ^{※3※4}	放水口 ^{※4}	固体廃棄物の廃棄 設備	ドラム詰装置 ^{※3※4}	ベイラ ^{※3※4}	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※3※4}	放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	放射線監視設備 ^{※3※4}	放射線管理設備 ^{※3※4}	放射線管理 施設	屋外管理用の主要 な設備	排気モニタ ^{※3}	排水モニタ ^{※4}	原子炉格納 施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1}	その他の主要な事 項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他発電 用原子炉の 附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※3※4}	ディーゼル発電機	蓄電池	<p>第5.1表 解体対象施設 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">計測制御系 統施設</td> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事 項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室^{※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物 の廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ガス圧縮装置^{※5}</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク^{※5}</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ほう酸回収系^{※5}</td> </tr> <tr> <td>廃液処理系^{※5}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>放水口^{※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ドラム詰装置^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>ベイラ^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理 施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要 な設備</td> <td>放射線監視設備^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理 施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要 な設備</td> <td>排気モニタ^{※4}</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ^{※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納 施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事 項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他発電 用原子炉の 附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他発電 用原子炉の 附属施設</td> <td>その他の主要な事 項</td> <td>海水淡水化装置^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:記載されている設備が設置されている建家(タービン建家)を含む。 ※2:放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家, 地下構造物及び建家基礎は本表から除く。 ※3:燃料集合体は, 再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※4:3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。 ※5:1号炉のみとの共用施設は解体対象施設に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}	計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室 ^{※5}	放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 ^{※5}	ガス減衰タンク ^{※5}	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄 設備	ほう酸回収系 ^{※5}	廃液処理系 ^{※5}	洗浄排水処理系 ^{※4※5}	放水口 ^{※5}	固体廃棄物の廃棄 設備	ドラム詰装置 ^{※4※5}	ベイラ ^{※4※5}	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※4※5}	放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	放射線監視設備 ^{※4※5}	放射線管理設備 ^{※4※5}	放射線管理 施設	屋外管理用の主要 な設備	排気モニタ ^{※4}	排水モニタ ^{※5}	原子炉格納 施設	構造	原子炉格納容器 ^{※2}	その他の主要な事 項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他発電 用原子炉の 附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※4※5}	ディーゼル発電機	蓄電池	その他発電 用原子炉の 附属施設	その他の主要な事 項	海水淡水化装置 ^{※5}	<ul style="list-style-type: none"> 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化(番号の繰り下げ) 1号及び2号炉共用施設である海水淡水化装置を解体対象施設に追加 設備が設置されている建家を含むことの明確化 記載の適正化(番号の繰り下げ) 記載の明確化
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																																									
計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																																									
		その他の主要な安全保護回路																																																																																																									
	制御設備	制御材																																																																																																									
		制御材駆動設備																																																																																																									
	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																									
		加圧器制御設備																																																																																																									
中央制御室 ^{※4}																																																																																																											
放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 ^{※4}																																																																																																									
		ガス減衰タンク ^{※4}																																																																																																									
		補助建家排気筒																																																																																																									
	液体廃棄物の廃棄 設備	ほう酸回収系 ^{※4}																																																																																																									
		廃液処理系 ^{※4}																																																																																																									
		洗浄排水処理系 ^{※3※4}																																																																																																									
		放水口 ^{※4}																																																																																																									
	固体廃棄物の廃棄 設備	ドラム詰装置 ^{※3※4}																																																																																																									
		ベイラ ^{※3※4}																																																																																																									
		使用済樹脂貯蔵タンク ^{※3※4}																																																																																																									
放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	放射線監視設備 ^{※3※4}																																																																																																									
		放射線管理設備 ^{※3※4}																																																																																																									
放射線管理 施設	屋外管理用の主要 な設備	排気モニタ ^{※3}																																																																																																									
		排水モニタ ^{※4}																																																																																																									
原子炉格納 施設	構造	原子炉格納容器 ^{※1}																																																																																																									
	その他の主要な事 項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																									
		原子炉格納容器換気設備																																																																																																									
		アニュラス空気再循環設備																																																																																																									
		原子炉補助建家換気設備																																																																																																									
原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																																											
その他発電 用原子炉の 附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※3※4}																																																																																																									
		ディーゼル発電機																																																																																																									
		蓄電池																																																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{※1}																																																																																																									
計測制御系 統施設	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																																									
		その他の主要な安全保護回路																																																																																																									
	制御設備	制御材																																																																																																									
		制御材駆動設備																																																																																																									
	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																									
		加圧器制御設備																																																																																																									
中央制御室 ^{※5}																																																																																																											
放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 ^{※5}																																																																																																									
		ガス減衰タンク ^{※5}																																																																																																									
		補助建家排気筒																																																																																																									
	液体廃棄物の廃棄 設備	ほう酸回収系 ^{※5}																																																																																																									
		廃液処理系 ^{※5}																																																																																																									
		洗浄排水処理系 ^{※4※5}																																																																																																									
		放水口 ^{※5}																																																																																																									
	固体廃棄物の廃棄 設備	ドラム詰装置 ^{※4※5}																																																																																																									
		ベイラ ^{※4※5}																																																																																																									
		使用済樹脂貯蔵タンク ^{※4※5}																																																																																																									
放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	放射線監視設備 ^{※4※5}																																																																																																									
		放射線管理設備 ^{※4※5}																																																																																																									
放射線管理 施設	屋外管理用の主要 な設備	排気モニタ ^{※4}																																																																																																									
		排水モニタ ^{※5}																																																																																																									
原子炉格納 施設	構造	原子炉格納容器 ^{※2}																																																																																																									
	その他の主要な事 項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																									
		原子炉格納容器換気設備																																																																																																									
		アニュラス空気再循環設備																																																																																																									
		原子炉補助建家換気設備																																																																																																									
原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																																											
その他発電 用原子炉の 附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※4※5}																																																																																																									
		ディーゼル発電機																																																																																																									
		蓄電池																																																																																																									
その他発電 用原子炉の 附属施設	その他の主要な事 項	海水淡水化装置 ^{※5}																																																																																																									

注) 下線及び点線枠は, 補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
23	五 第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件	<p>第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順上の名称</th> <th>場</th> <th>所</th> <th>主要設備名称</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染状況の調査</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域内の解体の対象となる設備・建家</td> <td>対象施設が供用を終了していること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残存する放射化されたものに関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部からγ線の測定を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 試料採取時には汚染拡大防止対策を講じる。 試料採取及び測定場所の状況に応じて遠隔操作装置の導入及び防護具の着用等が被ばく低減対策を講じる。 </td> <td>管理区域内の解体対象施設の解体撤去に必要な情報を得ること。</td> </tr> <tr> <td>管理区域外設備の解体撤去</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>対象施設が供用を終了していること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の設備を解体撤去する。 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、気中での切断・破砕を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の拡散防止措置を講じる。 火気使用作業前には、周辺に可燃物がないことを確認し、不燃シート等を用いて養生する。 </td> <td>管理区域外の解体対象施設を全て撤去すること。(原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降)</td> </tr> </tbody> </table>	手順上の名称	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 残存する放射化されたものに関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部からγ線の測定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 試料採取時には汚染拡大防止対策を講じる。 試料採取及び測定場所の状況に応じて遠隔操作装置の導入及び防護具の着用等が被ばく低減対策を講じる。 	管理区域内の解体対象施設の解体撤去に必要な情報を得ること。	管理区域外設備の解体撤去	管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の設備を解体撤去する。 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、気中での切断・破砕を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の拡散防止措置を講じる。 火気使用作業前には、周辺に可燃物がないことを確認し、不燃シート等を用いて養生する。 	管理区域外の解体対象施設を全て撤去すること。(原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降)	<p>第5.2表 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順上の名称</th> <th>場</th> <th>所</th> <th>主要設備名称</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染状況の調査</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>管理区域内の解体の対象となる設備・建家</td> <td><u>廃止措置段階にあること。</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残存する放射化されたものに関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部からγ線の測定を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 試料採取時には汚染拡大防止対策を講じる。 試料採取及び測定場所の状況に応じて遠隔操作装置の導入及び防護具の着用等が被ばく低減対策を講じる。 </td> <td>管理区域内の解体対象施設の解体撤去に必要な情報を得ること。</td> </tr> <tr> <td>管理区域外設備の解体撤去</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外</td> <td>管理区域外の解体の対象となる設備・建家</td> <td>対象施設が供用を終了していること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の設備を解体撤去する。 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、気中での切断・破砕を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の拡散防止措置を講じる。 火気使用作業前には、周辺に可燃物がないことを確認し、不燃シート等を用いて養生する。 </td> <td>管理区域外の解体対象施設を全て撤去すること。(原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降)</td> </tr> </tbody> </table>	手順上の名称	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件	汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	<u>廃止措置段階にあること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 残存する放射化されたものに関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部からγ線の測定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 試料採取時には汚染拡大防止対策を講じる。 試料採取及び測定場所の状況に応じて遠隔操作装置の導入及び防護具の着用等が被ばく低減対策を講じる。 	管理区域内の解体対象施設の解体撤去に必要な情報を得ること。	管理区域外設備の解体撤去	管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の設備を解体撤去する。 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、気中での切断・破砕を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の拡散防止措置を講じる。 火気使用作業前には、周辺に可燃物がないことを確認し、不燃シート等を用いて養生する。 	管理区域外の解体対象施設を全て撤去すること。(原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降)	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
手順上の名称	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件																																													
汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 残存する放射化されたものに関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部からγ線の測定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 試料採取時には汚染拡大防止対策を講じる。 試料採取及び測定場所の状況に応じて遠隔操作装置の導入及び防護具の着用等が被ばく低減対策を講じる。 	管理区域内の解体対象施設の解体撤去に必要な情報を得ること。																																													
管理区域外設備の解体撤去	管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の設備を解体撤去する。 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、気中での切断・破砕を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の拡散防止措置を講じる。 火気使用作業前には、周辺に可燃物がないことを確認し、不燃シート等を用いて養生する。 	管理区域外の解体対象施設を全て撤去すること。(原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降)																																													
手順上の名称	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件																																													
汚染状況の調査	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	管理区域内の解体の対象となる設備・建家	<u>廃止措置段階にあること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 残存する放射化されたものに関して、生成核種の同定及び放射能濃度分布を評価するため、解体対象施設から試料を採取する。 二次的な汚染に関して、機器及び配管外部からγ線の測定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 試料採取時には汚染拡大防止対策を講じる。 試料採取及び測定場所の状況に応じて遠隔操作装置の導入及び防護具の着用等が被ばく低減対策を講じる。 	管理区域内の解体対象施設の解体撤去に必要な情報を得ること。																																													
管理区域外設備の解体撤去	管理区域外	管理区域外	管理区域外の解体の対象となる設備・建家	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の設備を解体撤去する。 工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断又は機械的切断の工法により、気中での切断・破砕を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の拡散防止措置を講じる。 火気使用作業前には、周辺に可燃物がないことを確認し、不燃シート等を用いて養生する。 	管理区域外の解体対象施設を全て撤去すること。(原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降)																																													

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
24	五 第5.1図 解体対象施設 の配置図 (続き)	<p> : 解体対象施設※ </p> <p> ※: 3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家, 地下構造物及び建家基礎を除くすべて。 </p> <p> 伊予灘 </p> <p> 周辺監視区域境界線 敷地境界線 </p> <p> 0 100 200 300m </p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉共用施設である海水淡水化装置を解体対象施設に追加 最新図面の反映

第5.1図 解体対象施設の配置図

注) 下線及び点線枠は, 補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
27	六 3. 核燃料物質 の譲渡し	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>2号炉原子炉補助建家内及び3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備並びに使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料は、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器に<u>収納し</u>、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工事業者に譲り渡す。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の表面には放射性物質が付着しているため、気中で燃料集合体の水洗浄を行った後に、輸送容器に収納する。輸送容器に収納する際、燃料の表面汚染により、使用する輸送容器の基準を満足しない場合は、汚染の拡大防止措置を講じた上で、気中で燃料集合体1体ごとに燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行った後、輸送容器に収納する。なお、燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料を一時的に貯蔵する場合は、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。この燃料の取扱いにおいては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体ごと、かつ、その1体分の燃料棒に限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能及び除染機能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>2号炉原子炉補助建家内及び3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備並びに使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料は、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器<u>を使用して</u>、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工事業者に譲り渡す。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の表面には放射性物質が付着しているため、気中で燃料集合体の水洗浄を行った後に、輸送容器に収納する。輸送容器に収納する際、燃料の表面汚染により、使用する輸送容器の基準を満足しない場合は、汚染の拡大防止措置を講じた上で、気中で燃料集合体1体ごとに燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行った後、輸送容器に収納する。なお、燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料を一時的に貯蔵する場合は、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。この燃料の取扱いにおいては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体ごと、かつ、その1体分の燃料棒に限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能及び除染機能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>・記載の明確化</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
32	七 第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法	<p style="text-align: center;">第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場 所</th> <th style="width: 30%;">主要設備名称</th> <th style="width: 15%;">着手要件</th> <th style="width: 15%;">概 要</th> <th style="width: 25%;">安全確保対策</th> <th style="width: 10%;">完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内</td> <td>蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 1次冷却材管, 加圧器, 化学体積制御設備, 余熱除去設備等</td> <td>対象施設が供用を終了していること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するたため有効とされる範囲を選定する。 除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 </td> <td>除染の目標を達成すること。</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	主要設備名称	着手要件	概 要	安全確保対策	完了要件	原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 1次冷却材管, 加圧器, 化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するたため有効とされる範囲を選定する。 除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標を達成すること。	<p style="text-align: center;">第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場 所</th> <th style="width: 30%;">主要設備名称</th> <th style="width: 15%;">着手要件</th> <th style="width: 15%;">概 要</th> <th style="width: 25%;">安全確保対策</th> <th style="width: 10%;">完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補助建家内</td> <td>化学体積制御設備, 余熱除去設備等</td> <td>対象施設が供用を終了していること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するたため有効とされる範囲を選定する。 除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 </td> <td>除染の目標を達成すること。</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	主要設備名称	着手要件	概 要	安全確保対策	完了要件	原子炉補助建家内	化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するたため有効とされる範囲を選定する。 除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標を達成すること。	<ul style="list-style-type: none"> 記載の明確化
場 所	主要設備名称	着手要件	概 要	安全確保対策	完了要件																							
原子炉格納容器内及び原子炉補助建家内	蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 1次冷却材管, 加圧器, 化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するたため有効とされる範囲を選定する。 除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標を達成すること。																							
場 所	主要設備名称	着手要件	概 要	安全確保対策	完了要件																							
原子炉補助建家内	化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するたため有効とされる範囲を選定する。 除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。 内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標を達成すること。																							

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
2-2	添付資料二第2.1.1図廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図	<p>第 2.1.1 図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
2-2	添付資料二 第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図 （続き）	<p>補正後</p> <p>伊予灘</p> <p>1,2号炉取水口 緊急時対策所 (EL. 32m) タービン 非常用ガスタービン発電機建屋 総合事務所 使用済燃料乾式貯蔵施設 1-固体廃棄物貯蔵庫 雑固体処理建屋 焼却炉建屋 EL. +4.5m</p> <p>海水ピット 3号炉放水口 3号炉取水口 総合排水処理装置 取水ピット タービン建屋 事務所 開閉所 EL. +10m EL. +32m EL. +25m EL. +32m ろ過水タンク 蒸気発生器保管庫</p> <p>周辺監視区域境界線 敷地境界線</p> <p>0 100 200 300m</p>	理由 ・最新図面の反映

第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-29	添付書類三 2. 被ばく評価	<p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続するが、1号及び2号炉は原子炉の運転を停止してから長時間が経過しており、放射能は減衰している。また、既設の建家及び構築物等を維持し、汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による<u>空気カーマ</u>は、年間$50\mu\text{Gy}$を下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした1号及び2号炉の原子炉格納容器からの<u>空気カーマ</u>を差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による<u>空気カーマ</u>は、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間$50\mu\text{Gy}$を下回る。</p>	<p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続するが、1号及び2号炉は原子炉の運転を停止してから長時間が経過しており、放射能は減衰している。また、既設の建家及び構築物等を維持し、汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による<u>実効線量</u>は、年間$50\mu\text{Sv}$を下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした1号及び2号炉の原子炉格納容器からの<u>実効線量</u>を差し引いた値となる。</p> <p>以上のことから、発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による<u>実効線量</u>は、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間$50\mu\text{Sv}$を下回る。</p>	<p>・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																				
6-4	添付書類六第6.2.1表維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間(1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="2">その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能 放射性物質漏えい防止機能</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで 管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式 1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">放射線遮蔽体</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1台</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>1台</td> <td>除染機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	1式	放射線遮蔽機能 放射性物質漏えい防止機能	線源となる設備の解体が完了するまで 管理区域を解除するまで	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式 1式	放射線遮蔽機能	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮蔽体	使用済燃料ピットクレーン	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベータ	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	除染装置	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間(1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="2">その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能 放射性物質漏えい防止機能</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで 管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式 1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">放射線遮蔽体</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1台</td> <td></td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>1台</td> <td>除染機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	1式	放射線遮蔽機能 放射性物質漏えい防止機能	線源となる設備の解体が完了するまで 管理区域を解除するまで	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式 1式	放射線遮蔽機能	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮蔽体	使用済燃料ピットクレーン	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建家クレーン	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベータ	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	除染装置	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>・記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																			
発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	1式	放射線遮蔽機能 放射性物質漏えい防止機能	線源となる設備の解体が完了するまで 管理区域を解除するまで																																																																			
		原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式 1式	放射線遮蔽機能	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮蔽体	使用済燃料ピットクレーン	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																			
		補助建家クレーン	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																			
		新燃料エレベータ	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																			
		除染装置	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																			
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																			
発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	1式	放射線遮蔽機能 放射性物質漏えい防止機能	線源となる設備の解体が完了するまで 管理区域を解除するまで																																																																			
		原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式 1式	放射線遮蔽機能	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮蔽体	使用済燃料ピットクレーン	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																			
		補助建家クレーン	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	2号炉燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																			
		新燃料エレベータ	1台		2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																			
		除染装置	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																			

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																								
6-5	添付書類六第6.2.1表維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>水位及びび漏えいの監視機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却システム施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1個	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ラック	1式	水位及びび漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉冷却システム施設	その他の主要な事項	使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水ポンプ	1台			原子炉補機冷却水サージタンク	1基				<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>水位及びび漏えいの監視機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却システム施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1個	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ラック	1式	水位及びび漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉冷却システム施設	その他の主要な事項	使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水ポンプ	1台			原子炉補機冷却水サージタンク	1基				<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の明確化
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																																							
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																							
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1個	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			使用済燃料ラック	1式	水位及びび漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
	原子炉冷却システム施設	その他の主要な事項	使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			原子炉補機冷却水ポンプ	1台																																																																																								
	原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																																																																										
	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																																						
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
使用済燃料貯蔵設備			使用済燃料ピット	1個	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			使用済燃料ラック	1式	水位及びび漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
原子炉冷却システム施設		その他の主要な事項	使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1系統	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			原子炉補機冷却水冷却器	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			原子炉補機冷却水ポンプ	1台																																																																																								
原子炉補機冷却水サージタンク		1基																																																																																										

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																				
6-6	添付書類六第6.2.1表維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間(続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td rowspan="19">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="19">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク^{*3}</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸留水タンク^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>放水口^{*3}</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{*3}</td> <td>16基</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置)^{*3}</td> <td>各1基</td> </tr> <tr> <td>ペイラ^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	補助建家冷却材ドレンタンク	1基	冷却材貯蔵タンク	1基	補助建家機器ドレンタンク	2基	補助建家サンプタンク	1基	格納容器サンプ	1基	廃液貯蔵タンク ^{*3}	3基	廃液蒸発装置 ^{*3}	1基	廃液蒸留水脱塩塔 ^{*3}	2基	廃液蒸留水タンク ^{*3}	2基	薬品ドレンタンク ^{*3}	1基	洗浄排水タンク ^{*3}	2基	洗浄排水蒸発装置 ^{*3}	1基	洗浄排水蒸留水タンク ^{*3}	2基	放水口 ^{*3}	1式	使用済樹脂貯蔵タンク ^{*3}	16基	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{*3}	各1基	ペイラ ^{*3}	1基	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td rowspan="19">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="19">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク^{*3}</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸留水タンク^{*3}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>放水口^{*3}</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{*3}</td> <td>16基</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置)^{*3}</td> <td>各1基</td> </tr> <tr> <td>ペイラ^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	補助建家冷却材ドレンタンク	1基	冷却材貯蔵タンク	1基	補助建家機器ドレンタンク	2基	補助建家サンプタンク	1基	格納容器サンプ	1基	廃液貯蔵タンク ^{*3}	3基	廃液蒸発装置 ^{*3}	1基	廃液蒸留水脱塩塔 ^{*3}	2基	廃液蒸留水タンク ^{*3}	2基	薬品ドレンタンク ^{*3}	1基	洗浄排水タンク ^{*3}	2基	洗浄排水蒸発装置 ^{*3}	1基	洗浄排水蒸留水タンク ^{*3}	2基	放水口 ^{*3}	1式	使用済樹脂貯蔵タンク ^{*3}	16基	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{*3}	各1基	ペイラ ^{*3}	1基	<p>記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																			
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																			
	補助建家冷却材ドレンタンク	1基																																																																																																						
	冷却材貯蔵タンク	1基																																																																																																						
	補助建家機器ドレンタンク	2基																																																																																																						
	補助建家サンプタンク	1基																																																																																																						
	格納容器サンプ	1基																																																																																																						
	廃液貯蔵タンク ^{*3}	3基																																																																																																						
	廃液蒸発装置 ^{*3}	1基																																																																																																						
	廃液蒸留水脱塩塔 ^{*3}	2基																																																																																																						
	廃液蒸留水タンク ^{*3}	2基																																																																																																						
	薬品ドレンタンク ^{*3}	1基																																																																																																						
	洗浄排水タンク ^{*3}	2基																																																																																																						
	洗浄排水蒸発装置 ^{*3}	1基																																																																																																						
	洗浄排水蒸留水タンク ^{*3}	2基																																																																																																						
	放水口 ^{*3}	1式																																																																																																						
	使用済樹脂貯蔵タンク ^{*3}	16基																																																																																																						
	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{*3}	各1基																																																																																																						
	ペイラ ^{*3}	1基																																																																																																						
	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}			維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																																																
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																			
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																			
	補助建家冷却材ドレンタンク	1基																																																																																																						
	冷却材貯蔵タンク	1基																																																																																																						
	補助建家機器ドレンタンク	2基																																																																																																						
	補助建家サンプタンク	1基																																																																																																						
	格納容器サンプ	1基																																																																																																						
	廃液貯蔵タンク ^{*3}	3基																																																																																																						
	廃液蒸発装置 ^{*3}	1基																																																																																																						
	廃液蒸留水脱塩塔 ^{*3}	2基																																																																																																						
	廃液蒸留水タンク ^{*3}	2基																																																																																																						
	薬品ドレンタンク ^{*3}	1基																																																																																																						
	洗浄排水タンク ^{*3}	2基																																																																																																						
	洗浄排水蒸発装置 ^{*3}	1基																																																																																																						
	洗浄排水蒸留水タンク ^{*3}	2基																																																																																																						
	放水口 ^{*3}	1式																																																																																																						
	使用済樹脂貯蔵タンク ^{*3}	16基																																																																																																						
	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{*3}	各1基																																																																																																						
	ペイラ ^{*3}	1基																																																																																																						

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																								
6-7	添付書類六第6.2.1表維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)</td> <td>1台</td> <td>放射線管理機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)</td> <td>各1台</td> <td>放射管理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ)^{※3}</td> <td>1台</td> <td></td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>放射性物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器給気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン・ユニット</td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	放射管理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射性物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ユニット	1基			その他の主要な事項	原子炉格納容器給気ファン	2台			原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器排気ファン	2台			原子炉格納容器排気筒	1基			<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称^{※1}</th> <th>維持台数^{※2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)</td> <td>1台</td> <td>放射線管理機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)</td> <td>各1台</td> <td>放射管理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ)^{※3}</td> <td>1台</td> <td></td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>放射性物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器給気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン・ユニット</td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	放射管理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射性物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ユニット	1基			その他の主要な事項	原子炉格納容器給気ファン	2台			原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器排気ファン	2台			原子炉格納容器排気筒	1基			<p>・記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間																																																																																																							
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																							
		プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで																																																																																																							
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	放射管理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																							
		排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																							
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射性物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																							
		原子炉格納容器給気ユニット	1基																																																																																																									
	その他の主要な事項	原子炉格納容器給気ファン	2台																																																																																																									
		原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン	2台																																																																																																									
原子炉格納容器排気筒	1基																																																																																																											
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称 ^{※1}	維持台数 ^{※2}	維持機能	維持期間																																																																																																							
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																							
		プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	1台	放射線管理機能	管理区域を解除するまで																																																																																																							
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台	放射管理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																							
		排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) ^{※3}	1台		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																							
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射性物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																							
		原子炉格納容器給気ユニット	1基																																																																																																									
	その他の主要な事項	原子炉格納容器給気ファン	2台																																																																																																									
		原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																							
		原子炉格納容器排気ファン	2台																																																																																																									
原子炉格納容器排気筒	1基																																																																																																											

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																												
6-8	添付書類六第6.2.1表維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気フィルタユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他発電用原子炉附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水設備</td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ユニット^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">換気設備</td> <td rowspan="4"></td> <td>放射線管理室給気ファン^{*3}</td> <td>1台</td> <td rowspan="4">換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気フィルタユニット^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン^{*3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備 非常照明</td> <td rowspan="4"></td> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td rowspan="4">換気機能 消火機能 照明機能</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで 各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>非常照明</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	原子炉格納施設	その他の主要な事項	補助建家給気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	補助建家給気ファン	2台	補助建家排気フィルタユニット	2基	補助建家排気ファン	2台	その他発電用原子炉附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1組	その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	放射線管理室給気ユニット ^{*3}	1基	換気設備		放射線管理室給気ファン ^{*3}	1台	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室排気フィルタユニット ^{*3}	1基	放射線管理室排気ファン ^{*3}	1台	原子炉格納容器排気筒 ^{*3}	1基	消火設備 非常照明		消火栓	1式	換気機能 消火機能 照明機能	管理区域を解除するまで 各建家を解体する前まで	非常照明	1式	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気フィルタユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他発電用原子炉附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水設備</td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ユニット^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">換気設備</td> <td rowspan="4"></td> <td>放射線管理室給気ファン^{*3}</td> <td>1台</td> <td rowspan="4">換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気フィルタユニット^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン^{*3}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気筒^{*3}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備 非常照明</td> <td rowspan="4"></td> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td rowspan="4">換気機能 消火機能 照明機能</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで 各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>非常照明</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。 ※3：1号炉との共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	原子炉格納施設	その他の主要な事項	補助建家給気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	補助建家給気ファン	2台	補助建家排気フィルタユニット	2基	補助建家排気ファン	2台	その他発電用原子炉附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1組	その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	放射線管理室給気ユニット ^{*3}	1基	換気設備		放射線管理室給気ファン ^{*3}	1台	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室排気フィルタユニット ^{*3}	1基	放射線管理室排気ファン ^{*3}	1台	原子炉格納容器排気筒 ^{*3}	1基	消火設備 非常照明		消火栓	1式	換気機能 消火機能 照明機能	管理区域を解除するまで 各建家を解体する前まで	非常照明	1式	<p>・記載の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																																																											
原子炉格納施設	その他の主要な事項	補助建家給気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																											
		補助建家給気ファン	2台																																																																																																													
		補助建家排気フィルタユニット	2基																																																																																																													
		補助建家排気ファン	2台																																																																																																													
その他発電用原子炉附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																											
		蓄電池	1組																																																																																																													
その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																											
		放射線管理室給気ユニット ^{*3}	1基																																																																																																													
	換気設備		放射線管理室給気ファン ^{*3}	1台	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																										
			放射線管理室排気フィルタユニット ^{*3}	1基																																																																																																												
			放射線管理室排気ファン ^{*3}	1台																																																																																																												
			原子炉格納容器排気筒 ^{*3}	1基																																																																																																												
	消火設備 非常照明		消火栓	1式	換気機能 消火機能 照明機能	管理区域を解除するまで 各建家を解体する前まで																																																																																																										
			非常照明	1式																																																																																																												
			施設区分	設備等の区分			設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																																																																																																						
			原子炉格納施設	その他の主要な事項			補助建家給気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで																																																																																																						
補助建家給気ファン	2台																																																																																																															
補助建家排気フィルタユニット	2基																																																																																																															
補助建家排気ファン	2台																																																																																																															
その他発電用原子炉附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																											
		蓄電池	1組																																																																																																													
その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																											
		放射線管理室給気ユニット ^{*3}	1基																																																																																																													
	換気設備		放射線管理室給気ファン ^{*3}	1台	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																																																																										
			放射線管理室排気フィルタユニット ^{*3}	1基																																																																																																												
			放射線管理室排気ファン ^{*3}	1台																																																																																																												
			原子炉格納容器排気筒 ^{*3}	1基																																																																																																												
	消火設備 非常照明		消火栓	1式	換気機能 消火機能 照明機能	管理区域を解除するまで 各建家を解体する前まで																																																																																																										
			非常照明	1式																																																																																																												

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
6-追-36	追補 (添付書類六) 第2図 評価地点の 概略図	<p>第2図 評価地点の概略図</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
6-追-36	追補 (添付書類六) 第2図 評価地点の 概略図 (続き)	<p>第2図 評価地点の概略図</p>	理由 ・最新図面の反映

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
7-1	添付書類七 2. 資金調達計画	<p>2. 資金調達計画</p> <p>廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、2号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積積立額（平成29年度末現在）は、約343億円である。</p> <p>今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。</p>	<p>2. 資金調達計画</p> <p>廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、2号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積積立額（平成30年度末現在）は、約348億円である。</p> <p>今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。</p>	<p>・記載の適正化 (最新値の反映)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。